

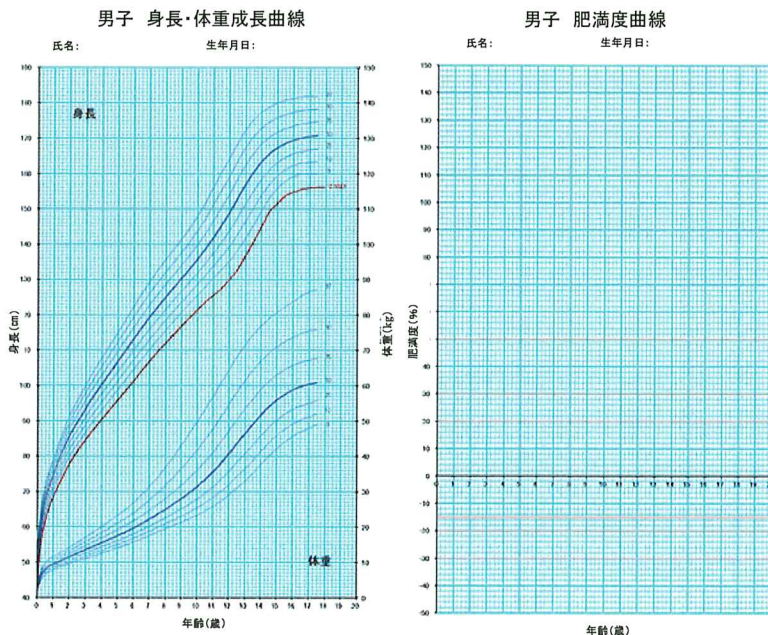
成長曲線・肥満度曲線の活用推進について

公益社団法人福岡県医師会

1

成長曲線・肥満度曲線

- ・平成28年4月に施行された学校保健安全法施行規則の一部改正により、学校健診における座高の検査が削除され、児童生徒等の発育を評価する上で、成長曲線・肥満度曲線を積極的に活用することが重要とされた。



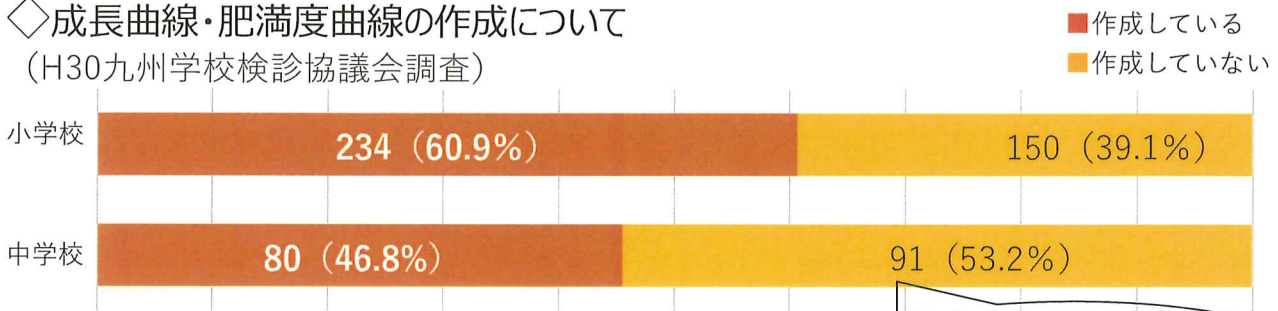
成長曲線・肥満度曲線によって以下が可能

- 児童生徒特有の発育特性の評価
- 成長が適正であるかの確認
- 肥満や痩身の進行の確認
- 性早熟症や脳腫瘍等の疾患の早期発見
- 養育不全や虐待への気づき

2

福岡県における現状・課題

◇成長曲線・肥満度曲線の作成について
(H30九州学校検診協議会調査)



理由

作成が義務でないことから、作成する必要性が感じられない等

- 学校関係者間では**曲線の意義や活用重要性の理解が広まっていない。**
- 学校医をはじめとする医療側においても、**評価や事後措置の必要性が認識されていない。**
- 一部を除き、学校・市町村単位で成長曲線を用いた発育の評価が実施されていない。
- 原因として、曲線の活用が評価・事後措置を含め各学校と学校医に委ねられていることが考えられる。

3

福岡県医師会の取組み

県下全域ですべての児童生徒の発育を評価し、かつ疾病予防等に寄与するため、曲線の活用促進に取り組む（成長曲線・肥満度曲線活用促進事業）

(1) ワーキンググループの設置

市町村教育委員会及び郡市医師会による基盤整備が行われるよう、各地域における曲線の活用を通じた健診体制の整備に向けた情報提供を行うこととし、ワーキンググループ（小児科専門医、県・政令市等の教育委員会、郡市医師会等で構成）にて検討。

(2) 成長曲線・肥満度曲線活用状況調査の実施

- ・市町村教育委員会及び郡市医師会を対象に実施。
- ・その結果、成長曲線・肥満度曲線に関する認識の差や情報不足等が明らかとなった。
- ・一方で、活用する必要性は感じているが、方法が分からないことから、必要な様式を含めて**活用方法に関する手引きの作成**を望む意見もあった。

(3) 「成長曲線・肥満度曲線の活用に関する手引き」の作成・配布

- ・教育委員会及び郡市医師会に対して、曲線の意義や重要性について啓発するとともに、地域の実情に応じた体制整備の参考となるよう作成し配布した。

4

今後の展望

- 県内のすべての学校で全児童生徒を対象に、成長曲線・肥満度曲線の活用を通じて、成長異常等が疑われた場合には適切に医療機関を受診できる体制が整備されるよう、県医師会として、学校保健関係者に成長曲線・肥満度曲線の重要性の認識を浸透させるため、継続的に活用事例の収集や情報発信を行って参ります。
- また、教育委員会及び郡市医師会への支援を含む成長曲線・肥満度曲線の活用促進に関する取組みについて、県や政令市等の教育委員会、郡市医師会等とより一層連携し行って参ります。

5

教育委員会及び郡市医師会のための
成長曲線・肥満度曲線の活用に関する手引き

令和 6 年 3 月
福岡県医師会

(内容)

- 成長曲線・肥満度曲線の活用に関する意義
- 曲線の作成・活用
 - (1) 作成・抽出
 - (2) 事後措置
 - 1) 医療機関受診の必要性の判定及び対応医療機関（かかりつけ医・専門医療機関）の選定
 - 2) 受診勧奨
 - 3) 受診結果の報告
- 活用事例
 - (1) 疾病の発見
 - (2) 養護教諭・学校にとっての価値・有用性
- 参考資料（他県の活用様式）
 - ・保護者への通知文
 - ・受診報告書 等

6